すからこれは皆さん方もお認めになると思うんですると、これはまあ皆さんの資料でやっておりまというと、石炭と石油の価格というものが逆転をというと、石炭と石油の価格というものが逆転をから十四円五銭というふうになって、この設備利から十四円五銭というふうになって、この設備利

ておる方もあるわけでありまして、そういう大き すと、もう建設費を上回るというこの計算をやっ り五十年なり管理をしていくということになりま 知の部分である。特に、廃炉の経費についてはア は算人をされてないんですね。で、これは全く未 原子力のコストというものがはじき出されておる な部分がきわめて未確定である、空白としてこの は高低レベル廃棄物の処分費というものがここに 電コストの中には皆さんもお認めになっておりま 実は発電コストは十五円二十一銭というふうにな 設備利用率を皆さん方の発表の六三%にしても、 すので、仮に強設費を三十万円といたしますと、 三十万円台に入ってきておるということでありま ラントの場合には二十七万円というふうになって ということででざいます。 メリカでも非常な幅がある。特にこれを三十年な すように、実は廃炉のコストであるとか、あるい ってまいります。で、さらに問題なのは、この発 おりますけれども、もうこの建設単価もだんだん は、原子力の建設費というものが、このモデルプ さらに、私はここで問題にしたいと思いますの

げしましたので、皆さん方でも十分さらに今後検「エネルギーフォーラム」の八二年の 五月号の 高「エネルギーフォーラム」の八二年の 五月号の 高いという結果がとこでは出てくるということり高いという結果がとこでは出てくるということと変わることによって、決して原子力というととり高いという結果がとこでは出てくるということであいませんので、こちらの試算ではそういうるとでなりましたので、とちらの試算ではそういうるとでなりましたので、とちらの試算ではそういうるとによって、決して原子力というととが触れてであった。

てに載っけたわけでございます。 の置ける数字であるというふうに確認をして、こ ども、新聞発表の補償額についてはこれは信頼性 れということで出された資料ではありませんけれ ういうふうにおっしゃっておりますから、直接こ 間違いがございませんと、確認はできますと、こ けですが、まあその確認の段階ではこの数字には ので新聞発表を取りまとめたものとして提示をい ませんので、私の方で正式に漁業補償額について 資料提示を求めたところ、いろんな支障が生ずる と御説明しておかないとまた誤解が出るかわかり いうふうに書いてありますけれども、これちょっ というところに「通産省資料より作成」と、こう 発電所の漁業補償額」と、この一番下の欄外の注 です。お配りした表は、表1というのは「原子力 たしますということでこの数字が出てまいったわ ておりますので、これをごらん願いたいと思うん **との漁業補償に関する資料もお手元に二枚いっ** 次に、漁業補償についてお尋ねをいたします。

す。 | 〇政府委員(小川邦夫君) そのとおりでございま | その点はよろしゅうございますね。

とめというふうなことがございました。これは補とめというふうなことがございました。これは補充をして調印をして発表されている数字なんですね。それから協力費はその自治体の予算に計上をされて対する協力費はその自治体の予算に計上をされて対する協力費はその自治体の予算に計上をされて対する協力費はその自治体の予算に計上をされて対する協力費との間ではきちっと補償額について協力ます。したがって、その数字というものを見ますというと、同じく新聞発表の数字というものを見ますというと、同じく新聞発表の数字というものは確認できる数字であるということでよろしものは確認できる数字であるということでよろしょうによりによって、これは補とめというふうなことがございました。これは補とめというふうなことがございました。これは補

へのとおりでございます。 をのとおりでございます。 協力金につきましても

○ するに当たっての算定基準というのはございますするに当たっての算定基準というのはございますするに当たっての算定基準というのはございます。

○政府委員(小川邦夫君) ございます。か。

ます。 (資産を) (対するよう、指導等行っておるところでございたります。これに基づいて電力会社の漁業補償がたいうものが定められておりまして通産省におきまして昭和三十八年に電源開まして通産省におきまして昭和三十八年に電源開まして通産省におきまして昭和三十七年に関策決定で公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱議決定で公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱議決定で公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱議決定で公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱

〇古田正雄君 その定めた基準というのは、第二 大二条の趣旨の条文というものがそういうものだ を申し上げますと、純収益というものを利子率で を申し上げますと、純収益というものを利子率で だと理解をしてよろしいわけですね。

| 〇政府委員(小川邦夫君)| そのとおりでございま

| する協力費というものについても新聞発表取りま | 伴う損失補償基準という、との通産省の定めた算|| 〇吉田正雄君 | なお、ここには――各自治体に対 | に当たって、いまお嚭のありました電源開発等に|| す。|

協 ます。〇政府委員(小川邦夫君) 仰せのとおりでございか 〇政府委員(小川邦夫君) 仰せのとおりでございた。一ておりますが、その点はいかがでしょうか。一定基準に準拠しなければならないというふうに思

図書田正雄君 電気事業法第百五条においては、 「通商産業大臣は、毎年、電気事業者の業務及び 「通商産業大臣は、毎年、電気事業者の業務及び 「通商産業大臣は、毎年、電気事業者の業務及び 「通商産業大臣は、毎年、電気事業者の業務及び がいま話の出ましたその損失補償基準の算定基準 がいま話の出ましたその損失補償基準の算定基準 がいま話の出ましたその損失補償基準の算定基準 がいま話の出ましたその損失補償基準の算定基準 がいま話の出ましたその損失補償基準の算定基準 がいま話の出ましたその損失補償基準の算定基準 がいま話の出ましたその損失補償基準の算定基準 がいま話の出ましたその損失補償基準の算定基準 がいまるいは定期監査 しては、料金改定時の特別監査、あるいは定期監 しては、料金改定時の特別監査、あるいは定期監 とされておりますでしょうか。 とされておりますでしょうか。 とされておりますでしょうか。 とされておりますでしょうか。 とされておりますでしょうか。 とされておりますでしょうか。

う表をごらんいただきたいと思うんです。ました「表1 原子力発電所の漁業補償額」とい〇吉田正雄君 そこで大臣、いまお配りをいたしおります。

百七十万キロワットということで、交渉安結年が百七十万キロワットということで、交渉安結年がだんだん年が経過をしてくるにつれましてだんだん補償額というものがふえてきておりまがんだんだん年が経過をしてくるにつれましてだんだん様でないうものがふえてきておりまっと下にございますけれども、これは出力が福島ずっと下にございますけれども、有慣額が十七億二千万円ということであるわけですね。

合には漁獲高が高いというふうなことを私どもは円というふうにふくらんでいる。確かに女川の場千キロワットですけれども、これがもう九十八億ですが、宮城県の女川の場合は出力が五十二万四すと、たとえば女川の場合ですね、下から四段目すと、たとえば女川の場合ですね、下から四段目

第九部